第１０６号議案

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月府中市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

改正後	改正前
目次	目次
第１章～第２章　省　略	第１章～第２章　省　略
第３章　省　略	第３章　省　略
第１節～第２節　省　略	第１節～第２節　省　略
第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第４５条～第４６条）	第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第４５条・第４６条）
第４章　省　略	第４章　省　略
付則	付則
（定義）	（定義）
第２条　省　略	第２条　省　略
⑴～⑺　省　略	⑴～⑺　省　略
⑻　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定	【追　加】

子どもをいう。	
⑼　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。	【追　加】
⑽　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。	
⑾～⑰　省　略	⑻～⑭　省　略
⑱　特定地域型保育事業　法第４３条第４項に規定する特定地域型保育事業をいう。	⑮　特定地域型保育事業　法第４３条第２項に規定する特定地域型保育事業をいう。
⑲～㉓　省　略	⑯～⑳　省　略
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第６条　省　略	第６条　省　略
２　特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選	２　特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置

考その他公正な方法により選考しなければならない。	者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４～５　省　略	４～５　省　略
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第７条　省　略	第７条　省　略
２　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育･保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同	２　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（虐待等の禁止） 第２４条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１０項の規定による公示がされた施設を含む。）である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第２４条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（利益供与等の禁止） 第２８条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」	（利益供与等の禁止） 第２８条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」

という。）、教育・保育施設（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第５項に規定する地域型保育をいう。次項及び第３７条第５項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	という。）、教育・保育施設（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第５項に規定する地域型保育をいう。次項及び第３７条第４項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　省　略	２　省　略
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第３４条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	第３４条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

係る利用定員の総数を超えないものとする。	給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。
（特別利用教育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用	（特別利用教育の基準） 第３５条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ど

教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	もに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第１９条第１号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第１９条第１号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条

満３歳以上保育認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第１号」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。	第１号又は第２号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第１号」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。
第３６条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。次項及び第３９条第４項において同じ。）を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、家庭的保育事業（児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。次項において同じ。）にあっては１人以上５人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型にあっては６人以上１９人以下とし、同条に規定する小規模保育事業Ｃ型にあっては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業（児童福祉法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。次項並びに第３９条第１項及び第２項において同じ。）にあっては１人とする。	第３６条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。次項において同じ。）を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業（児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。）にあっては１人以上５人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型の利用定員は６人以上１９人以下とし、同条に規定する小規模保育事業Ｃ型の利用定員は６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業（児童福祉法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第３９条第１項及び第２項において同じ。）の利用定員は１人とする。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業（児童福祉法第６条の３第１０項第３号に規定する事業をいう。次項において同じ。）を行う者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）を除く。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 ⑴　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業（児童福祉法第６条の３第１０項第１号及び第２号に規定する事業をいう。）及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 ⑵　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	【追　加】
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３７条　省　略	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第３７条　省　略
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４０条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者	【追　加】

に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	【追　加】
４　前２項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	３　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育･保育を提供することが困難である場合は、第３９条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第３９条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第３８条　省　略	第３８条　省　略
２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第３９条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、規則で定めるところにより、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）の確保その他の必要な措置を講じなければならない。	第３９条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、規則で定めるところにより、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）の確保その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合にあっては、この限りでない。
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）については、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、規則で定める事項に係る連携協力を求めることを要しない。	【追　加】

３　居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	２　居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合にあっては、この限りでない。
４　事業所内保育事業（第３６条第２項第２号の規定により定める利用定員が２０人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、規則で定める事項に係る連携協力を求めることを要しない。	３　事業所内保育事業（第３６条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、規則で定める事項に係る連携協力を求めることを要しない。
５　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第４条において「特例保育所	４　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第４条において「特例保育所

型事業所内保育事業者」という。）については、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	型事業所内保育事業者」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
６　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。）の提供の終了に際しては、満３歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満３歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	５　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満３歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満３歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第４０条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第４０条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２～４　省　略	２～４　省　略
５　特定地域型保育事業者は、前各項の規定による支払又は法定代理受領による特定地域型保育に係る地域型保育給付費	５　特定地域型保育事業者は、前各項の規定による支払又は法定代理受領による特定地域型保育に係る地域型保育給付費

（法第２９条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。第４５条第３項、第４５条の２第３項及び第４６条第３項において同じ。）の支給を受けた場合は、規則で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付しなければならない。	（法第２９条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。第４５条第３項及び第４６条第３項において同じ。）の支給を受けた場合は、規則で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付しなければならない。
６　省　略	６　省　略
（準用）	（準用）
第４４条　第５条、第８条から第１２条まで及び第１６条から第３３条まで（第２１条及び第２５条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１０条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「保育認定子ども」と、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１８条中「施設型給付費の支給を」とあるのは「第４０条第５項に規定する地域型保育給付費の支給を」と、「当該施設型給付費」とあるのは「当該地域型保育給付費」と、第２４条中「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・	第４４条　第５条、第８条から第１２条まで及び第１６条から第３３条まで（第２１条及び第２５条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１０条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、第１８条中「施設型給付費の支給」とあるのは「第４０条第５項に規定する地域型保育給付費の支給」と、「当該施設型給付費」とあるのは「当該地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１０項の規定による公示がされた施設を含む。）である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号)」とあるのは「第３３条の１０第１項各号」と読み替えるものとする。	
（特別利用地域型保育の基準）	（特別利用地域型保育の基準）
第４５条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第４５条　特定地域型保育事業者が、法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第４６条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特

む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第４６条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第３６条第３項、第３７条第３項及び第３８条第２項を除き、前条において準用する第５条、第８条から第１２条まで及び第１６条から第３３条まで（第２１条及び第２５条を除く。）を含む。第４６条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３７条第２項中「法第１９条第３号」とあるのは「法第１９条第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４０条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第４６条第１項の定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第３８条第２項を除き、前条において準用する第５条、第８条から第１２条まで及び第１６条から第３３条まで（第２１条及び第２５条を除く。）を含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３７条第２項中「法第１９条第３号」とあるのは「法第１９条第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第４６条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の

規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４０条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４０条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」とする。

第４５条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３６条第３項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３６条第２項、第３７条第２項及び第３８条第２項を除き、第４４条において準用する第５条、第８条から第１２条まで及び第１６条から第３３条まで（第２１条及び第２５条を除く。）を含む。）の規定を適用する。この場合において、第３７条第３項中「法第１９条第２号」とあるのは「法第１９条第１号」と、「満３	【追　加】

歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４０条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	【追　加】
（特定利用地域型保育の基準）	（特定利用地域型保育の基準）

第４６条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第４６条　特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第４５条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３６条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費

を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４０条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。	を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４０条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。